

第17回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月25日（月）午後2時00分から午後2時57分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（21名）

会長	23番	中村 富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井 はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野 寺和也
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司

4 欠席委員（2名）

5番	渡邊ひろ子
21番	中村 政昭

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第1号 農地所有適格法人報告書の受理について
- 第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
- 第3号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 第5号 現況証明について
 第6号 幕別町に対する意見書について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
忠類支局長	吉仲 有希
農地振興係長	今城 和智
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主査	高坂 花織

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第17回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に11番長谷川委員、12番酒井委員を指名いたします。よろしくお願いします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、5番渡邊委員、21番中村委員から欠席の旨、また、8番田村委員から遅参する旨の届出を受けておりますので、報告いたします。
議長	次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第1号について、説明をいたします。
事務局	報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人より提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。 提出された報告書は、書類等完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第2号1番から5番について、説明をいたします。

事務局

報告第2号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人
幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたしま
す。

案件は、議案書1ページから2ページの、今月14日に町公社が利用調整を行
った5件で、2番から4番は保有合理化事業となっております。内容につきま
しては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。

議長

報告第2号1番から5番について説明を申し上げました。質疑ございません
か。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長

次に、報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題と
いたします。

事務局から報告第3号1番から2番について、説明をいたします。

事務局

報告第3号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に
係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。

案件は、議案書3ページの2件でございます。今月18日に現地調査を行い、
現況について記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。

議長

報告第3号1番から2番について説明を申し上げました。質疑ございません
か。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認に
ついて」を議題といたします。

議案第1号1番から14番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、
農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

(8番 田村委員入室)

【議案第1号1番から14番について、議案書をもとに朗読】

1番から6番、11番から14番の案件は売買のため、7番から10番の案件は返
還のため合意解約するものであります。これらの案件につきましては、農地法

	第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第1号1番から14番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番から14番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長	次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。 議案第2号1番から3番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をすることについて審議を求めます。 【議案第2号1番から3番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、報告第2号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件のうちの3件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をするものであります。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号1番から3番は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 議案第3号1番から2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。 【議案第3号1番から2番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおりに、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号3番から4番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号3番から4番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページのとおりに、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
17番	17番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号3番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号3番から4番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号5番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページから4ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号5番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号5番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号9番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号9番から10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番 6 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 3 号 9 番から 10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 3 号 9 番から 10 番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第 3 号 11 番から 14 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 11 番から 14 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 6 ページから 7 ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員である私から、補足説明をいたします。
これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 3 号 11 番から 14 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 3 号 11 番から 14 番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第 3 号 15 番から 16 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号15番から16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号15番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号15番から16番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第3号18番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(4番 多田委員退席)

議長

次に、議案第3号17番から18番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号17番から18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号17番から18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号17番から18番は原案のとおり決定いたしました。

(4番 多田委員着席)

議長 次に、議案第3号19番から20番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号19番から20番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は、今月14日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号19番から20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号19番から20番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号21番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号21番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、今月14日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号21番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号21番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号22番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号22番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、今月14日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号22番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号23番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号23番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ペ

ージ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1 番

1 番説明いたします。この案件は、令和 6 年10月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 3 号23番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第 3 号23番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第 3 号24番から25番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 3 号24番から25番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページ下段から13ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11 番

11 番説明いたします。これらの案件は、本年10月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社であるため、今回の所有権移転には問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 3 号24番から25番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第 3 号24番から25番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員である私から、補足説明をいたします。

この案件は、後継者への使用貸借による経営継承でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書2ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明します。この案件は、今月18日に佐藤敏博委員、小野寺委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号3番から7番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号3番から7番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書3ページから7ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。これらの案件は、今月18日に佐藤雅典委員、中村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号3番から7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号3番から7番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第4号8番につきましては、小野寺委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(16番 小野寺委員退席)

議長 次に、議案第4号8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号8番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書8ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明します。この案件は、本来、地区担当委員は小野寺委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、現地調査には私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私の方から説明いたします。

この案件は、今月18日に佐藤敏博委員、遠藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がなかったことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号8番は原案のとおり決定いたしました。

(16番 小野寺委員着席)

議長

次の議案第4号9番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(4番 多田委員退席)

議長

次に、議案第4号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号9番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書9ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明します。この案件は、今月18日に佐藤敏博委員、遠藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号9番は原案のとおり決定いたしました。 (4番 多田委員着席)
議長	次に、議案第4号10番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号10番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添農地法第3条調査書10ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番	18番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は小野寺委員ですが、現地調査には私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私の方から説明いたします。 この案件は、先月18日に長谷川委員、佐藤敏博委員、事務局で現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号10番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。 議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局	議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7番	7番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に佐藤雅典委員、中村委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19番	19番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に佐藤雅典委員、中村委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号「幕別町に対する意見書について」を議題といたします。
本件につきましては、先月の総会において農政部会へ付託しておりますので、農政部会長から提案内容の説明をお願いいたします。

農政部会長 それでは、提案理由の説明をいたします。

第16回総会において農政部会へ付託されました「幕別町に対する意見書」の内容について、今月21日に農政部会を開催し、協議、検討いたしました。その結果、議案にありますように、Ⅰ国等への要請が、物価対策、自然災害対策、基盤整備の予算確保、利用集積の推進、農地売買等事業の手数料の徴収についての5項目を、また、Ⅱ町への要望が、労働力の確保、有害鳥獣対策、農業委員会の関係予算の確保についての3項目としたところであります。項目ごとの朗読は省略させていただきますが、この「意見書」につきましては、毎年、十勝農業委員会連合会が提出している「国会議員に提出する要請文」の内容を踏まえ、町に提出しているものであります。

合計8項目の意見を幕別町に提出し、Ⅰの国などに対しては、「物価高騰や自然災害への対策」の実施を求め、また、来年度から新たに始まる「農地売買等事業」の手数料の徴収について見直すよう働きかけを要請するものであります。また、Ⅱの町に対しても、「労働力の確保や有害鳥獣の駆除」の実施、検証を求めるとともに、農業委員会関係の「予算や人員配置」への配慮を要望し、各種施策の推進を要請する内容となっております。

この総会において内容が決定した後には、12月17日に中村会長、松本代理、私の3名で、町へ提出したいと考えております。説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 提案内容の説明が終わりました。
それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案は以上であります。
これをもって、第17回農業委員会総会を閉会します。

事務局長 ご起立願います。お疲れ様でした。